

# 第3回農業委員会総会議事録

平成27年3月6日(金)

射水市役所布目庁舎301号室

射水市農業委員会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第8号から第11号)  
日程第4 議事(議案第8号から第11号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名

委員の現在数 25名

### 出席委員(24人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
4番	松山 宗則	5番	舟木 康眞
6番	永森 薫	7番	明石 茂
8番	前田 進	9番	土合 正夫
10番	城石美枝子	11番	山谷 孝芳
12番	村上 利之	13番	前田 光春
14番	熊西 忠治	15番	水元 睦雄
16番	石庭 文男	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

### 欠席委員(1人)

3番 森田 啓介

### 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について  
報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 10 号 農地等の公買に関する買受適格証明書について

議案第 11 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄  
主 任 田中 良仁

庶務係長 堀 修二

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 3 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「8 番 前田職務代理」「9 番 土合委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。  
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

（報告第 8 号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第 8 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了承をお願いします。

（報告第 9 号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第 9 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第10号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

杉本委員

転用目的の分譲住宅の造成の名称に違いがあるがどういう違いがあるのか。

事務局(堀)

届出書の記載通りに記入しているので特に違いはありません。

議長(舟木会長)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

( 報告第 1 1 号の説明 )

議長 ( 舟木会長 )

次に報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長 ( 舟木会長 )

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

( 「なし」 の声起きる )

議長 ( 舟木会長 )

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第 3 を終わります。

議長 ( 舟木会長 )

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

( 議案第 8 号説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

それでは、まず議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請につ  
いて議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の 6 ページをご覧ください。

今回は 5 件ございます。

【 議案第 8 号について議案書をもとに朗読 】

今回申請のあった 5 件については経営規模拡大によるものです。  
以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第 9 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書 7 ページの議案第 9 号をご覧ください。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 5 件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 9 号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は貸駐車場の転用申請です。
- 2 番は営農組合の農機具格納庫の転用申請です。
- 3 番は農家分家住宅の転用申請です。
- 4 番は自己用住宅の転用申請です。
- 5 番は自己用住宅の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第 9 号の 1 番について説明します。

譲受人は 地内で介護施設を営んでいる配偶者の夫です。

現在、介護施設の駐車場は業務用及び外来駐車場は 台、従業員駐車場は 台ありますが、利用者の増加により、駐車場が不足している状態です。外来者・利用者が多いときには路上駐車する者もあり、近隣集落に迷惑をかけている状況であります。

そこで施設に隣接する農地を駐車場として整備し、介護施設へ貸し出す予定であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2 番の件について永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案 9 号の 2 番について説明します。

譲受人は 地内の集落営農組合です。

現在、組合では専用の農機具格納庫を有しておらず、トラクターやコンバイン、田植え機等の保有機械を組合員が所有する納屋などを借りて保管しております。このような状況では機械が点在しているため作業効率が悪い状況にあります。

現状について組合で話し合った結果、集落内の敷地を賃借して農機具格納庫を建築することになりました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

3 番の件について村上委員より説明をお願いします。

村上委員

議案 9 号の 3 番について説明します。

譲受人は 地内に本家で家族と同居している長男です。

農業の手伝いをしながら生活してきましたが平成 20 年に結婚し、現在、

祖母、両親、兄、妻、子供2人の計8人が同居しておりますが子供の成長に伴い、住居が手狭になってきました。

そこで家族と相談したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家の近くに父が所有する農地を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

4番の件について横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案9号の4番について説明します。

譲受人は 市内のアパートに生活しています。

平成25年に結婚し、現在親子3人で生活しています。今後、子供の成長に伴い、アパートでは手狭になってきています。

申請地は近くに保育園や小学校があり実家も近いことから安心して子供を育てられる環境にあり、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

5番の件について明石委員より説明をお願いします。

明石委員

議案9号の5番について説明します。

譲受人は射水市内のアパートに生活しています。

現在、妻、長男、長女の4人で住んでおりますが子供の成長に伴い手狭な状態になっています。これまで両親の農作業を手伝い、また将来的に農家を後継するため、本家周辺で居宅を建築したいと望んでおります。

家族と相談したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家の近くに所有する田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び、に生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第9号について説明します。

1番につきましては、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的については貸駐車場  
で転用目的、規模についても問題ないと考えます。

2番につきましては、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地である  
ことから、これを1種農地と判断します。転用目的は農機具格納庫であ  
り、規模についても問題ないと考えます。

3番につきましては、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地である  
ことから、これを1種農地と判断します。転用目的、規模等についても問題  
ないと考えます。

4番につきましては、市街化傾向区域であることから、これを2種農地  
と判断します。

今回の転用目的は、自己用住宅とするためのものであり、地元自治会及び  
生産組合の同意も得られておりますので、やむを得ないと判断します。

5番につきましては、市街化傾向区域であることから、これを2種農地  
と判断します。

今回の転用目的は、自己用住宅建築とするためのものであり集落にも接続  
し、地元自治会及び生産組合の同意も得られておりますので、規模、必要性  
からもやむを得ないと判断します。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありまし  
たが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相  
当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第9号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付  
することに可決されました。

( 議案第 1 0 号 説明・表決 )

事務局(堀)

議案書 8 ページご覧ください。  
農地の公売に関する買受適格証明願は 1 件となっております。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局より本議案について説明がありましたが、質問等はありませんか。

永森委員

他の市の人が地元の田を買えるのか？

事務局(堀)

他の市の人であっても田は購入できます。この方の場合は、射水市と市に家があって、住民票は市にある方である。田についても射水市で田を所有している方です。

議長(舟木会長)

そのほかに質問はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認めます。  
只今議案となっております、議案第 1 0 号については直ちに採決いたしたいと思いますが、そうすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

ご異議なしと認めます。  
よって本議案を直ちに採決いたします。  
「議案第 1 0 号農地等の公売に関する買受適格証明書の交付について」を原案どおり適格であると認め、また当該買受適格証明書の交付を受けた者が買受人となり、農地法第 3 条の許可申請書を提出した場合において、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第10号 農地等の公売に関する買受適格証明書の交付については、原案どおり交付することに可決されました。

（議案第11号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第11号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、6番永森委員、14番熊西委員、私、舟木が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

永森、熊西、舟木委員退席

議長（前田会長職務代理者）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案31件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（前田会長職務代理者）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（前田会長職務代理者）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第11号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田会長職務代理者）

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

永森、熊西、舟木委員着席

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第 3 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 3 時 03 分

その他報告事項

女性農業委員研修会報告

平成 26 年度農業委員研修会について

- ・ 日 時 平成 27 年 3 月 9 日（月）午後 1 時 30 分より午後 4 時 30 分まで
- ・ 場 所 「とやま自遊館」 自遊館ホール

平成 26 年度農業委員会及び農業委員の表彰について（農林水産大臣表彰）  
平成 27 年 3 月 20 日（金） 富山県農業会議総会にて表彰伝達

農業委員会と農業者との意見交換会について（報告）

農業委員会委員選挙人名簿登録者数について

農業委員活動記録簿（H26.11～H27.3）の提出について

- ・ 次回総会時に回収しますので、宜しく申し上げます。

次回開催場所と時刻について

- ・ 総会開催日 4 月 6 日（金）午後 2 時から
- ・ 射水市役所 布目庁舎 301 号室

配布資料

農業者年金加入推進事例集 Vol.7

耕作放棄地解消活動事例集 Vol.6

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 前 田 進

署名委員 土 合 正 夫

第三回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十七年三月十日  
至 平成二十七年三月二十八日